国務院、自由貿易試験区における改革事項の全国展開に向けた通知を公表

2023 年 7 月 13 日
JETRO 香港事務所

2023 年 7 月 10 日、国務院が「**自由貿易試験区における第 7 バッチの試験的改革の経験を再現・普及するための通知**」（关于做好自由贸易试验区第七批改革试点经验复制推广工作的通知[1]）を公表した（成文日は 6 月 24 日）。

まず冒頭において、自由貿易試験区の建設は、改革開放の総合的な実験プラットフォームとしての役割を持ち、改革を深化させ、開放を全面的に拡大するための新たな方法を模索し、新たな経験を蓄積するという重大な使命を担う、と説明している。

そして、全国で再現・普及されるべき改革事項として、次の 5 つを挙げている。

1. 投資貿易の円滑化に関する分野（全 3 項目）
2. 政府管理イノベーションに関する分野（全 5 項目）
3. 金融開放イノベーションに関する分野（全 6 項目）
4. 産業の質の高い発展に関する分野（全 5 項目）
5. 知的財産権保護に関する分野（全 3 項目）

そのうち、知的財産に関する項目としては、上記 3．において「**知的財産権融資モデルの革新**」（項番 14）が、上記 4．において「**産業革新連携を支援する専利導航の新モデル**」・「**専利開放許諾の新モデル**」・「**知的財産権サービス産業クラスター発展改革の深化**」（項番 17～19）が、上記 5．において「**知的財産権紛争調停優先メカニズム**」・「**知的財産権類事件の『簡易迅速処理』**」・「**専利権侵害紛争の『先行裁驳、另行请求』裁決モデル**」（項番 20～22）が記載されている。

また、特定地域で再現・普及されるべき改革事項のうち、知財に関するものは以下のとおり。

✓ 「**自由貿易試験区における「海外知的財産権侵害賠償責任保険の推進」の再現と普及**」（項番 23）

なお、各項目の詳細は別紙（次頁）を参照されたい。　（以上）

[1] ［原文］https://www.gov.cn/zhengce/content/202307/content_6890912.htm

［別紙］任務分担表の仮訳（知財関連のみ抜粋）

番号	改革事項	主要内容	担当部署	普及範囲
14	知的財産権融資モデルの革新	企業の知的財産権と総合的な革新能力の評価を中心とした知財担保融資商品を作成し、プラットフォームを構築し、知財担保融資商品のオンラインでリリースし、取扱い、代理して質権登録を行い、融資効率を向上させる。銀行と企業のマッチング活動を広範囲に実施して資金調達チャネルを拡大させる。信用、保険、証券などの金融ツールを総合的に利用して、革新的な中小企業の資金調達問題を解決する。	国家知識産権局、中国人民銀行、金融監督管理総局	全国
17	産業革新連携を支援する専利導航の新モデル	産業革新と発展のニーズを重視し、地域計画と産業管理類の専利導航プロジェクトを体系的に組織して実施し、革新資源の科学的かつ効率的な配分を促進し、コア技術の「ボトルネック」問題を解決し、産業の転換とアップグレードを後押しする。	国家知識産権局	全国
18	専利開放許諾の新モデル	知的財産権管理部門は、市場の見込みがあり、複数の主体による応用に適した専利を収集し、大学などの専利権者が自主的に実施料などの条件を定めて公開し、中小企業などの技術需要側は対応する実施料を支払うことで、迅速かつ容易に「一対多」の実施許諾を実現し、交渉効率を高め、取引コストを削減し、技術需給のマッチングを促進する。	国家知識産権局	全国
19	知的財産権サービス産業クラスター発展改革の深化	知的財産権サービス産業クラスター発展区を最適化し、アップグレードし、オフラインの知的財産権サービスの内容を拡大し、重点産業の知的財産権ビッグデータプラットフォームを構築し、知的財産権取引、実施許諾、専利導航、担保融資、保険などの機能を統合し、知的財産権サービスの「最多跑一地」を実現する。	国家知識産権局	全国

20	知的財産権紛争調停優先メカニズム	登録商標の独占的使用権の侵害行為（犯罪の疑いがある場合を除く）があり、提訴前に調停合意が成立し、それを履行した場合、事件を提訴することができない。提訴後、調停合意が成立し、それを履行した場合、違法行為による有害な結果を排除または軽減するために積極的に行動した場合、軽い、または、軽減された処罰が課されるべきである。違法行為が軽微で適時に是正され、第三者の合法的権益または公益を害しない場合、行政罰は課されない。	国家知識産権局、市場監督管理総局	全国
21	知的財産権類事件の「簡易迅速処理」（简案快办）	公判前会議の機能を強化し、事件の転用を促進し、事件要素の確認表を形成し、裁判前に侵害の証拠を確定し、事件の争点を明確にする。裁判手続きを最適化し、適切な場合には裁判を組み合わせる。紛争に焦点を当てて法廷調査と法廷談話を実施する。法廷における判決の宣告を強化し、要素判断を促進し、判決の標準化とプロセス化を実現する。	最高人民法院	全国
22	専利権侵害紛争の「先行裁驳、另行请求」裁決モデル	専利行政部門は、専利権侵害紛争に関する行政裁決事件の過程において、当該専利権が国務院専利行政部門により無効と宣告された場合、請求人に訴訟を取下げるよう通知することができ、請求人が取下げないことを主張する場合には、先行して請求を却下することができる。ただし、司法審査により専利権の有効性が維持された場合、請求人が別途裁決を請求する権利を有する旨、裁決書に記載しなければならない。	国家知識産権局、最高人民法院	全国
23	海外知的財産権侵害賠償責任保険の推進」の再現・普及	海外での知的財産権侵害に対する賠償責任保険を開始し、保険機関が「保険加入前にリスク評価を行い、保険引受時に専門的な早期警告サービスを提供し、保険加入後に積極的かつ効果的にリスクに対応する」という一連の作業メカニズムを構築することを支援し、企業が市場ベースの手段によって海外の知的財産権紛争を解決することを助け、企業の「走出去」を支援する。	国家知識産権局、金融監督管理総局	自由貿易試験区